

出荷制限指示後の管理の考え方（案）

青森県沖太平洋（青森県下北郡尻屋埼灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線を中心点から正東の線、北海道幌泉郡襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線、青森県最大高潮時海岸線及び青森県下北郡尻屋埼灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線で囲まれた海域。以下同じ。）のマダラの出荷管理については、市町村、青森県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者対策

県は、県内の漁業者に対し、青森県沖太平洋においてはマダラを漁獲しないよう指導するとともに、混獲した場合でも確実に選別して一切の出荷が行われないよう指導する。

2 遊漁船業者対策

県は、県内の遊漁船業者に対し、青森県沖太平洋においてマダラの採捕を目的とした案内を行わないよう指導する。

3 流通対策

県は、卸売市場及び直売所等に対し、青森県沖太平洋で漁獲されたマダラを取り扱わず、産地等を確認の上、青森県沖太平洋以外の海域で漁獲されたマダラを出荷する場合は適切な表示により、流通させるよう指導する。